議案第18号

羽生市市営住宅管理条例の一部を改正する条例

羽生市市営住宅管理条例(平成9年条例第63号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては 「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

(入居者の選考)

第11条 (略)

2 · 3 (略)

- 4 市長は、羽生市市営住宅入居者選 考委員会(以下「選考委員会」とい う。)を設置し、住宅困窮度の判定 を行うに際しては、その意見を聴く ものとする。
- 5 選考委員会の委員の構成その他運 営に関し必要な事項は、市長が別に 定める。
- 6 (略)

(入居手続等)

- 第13条 入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続(以下「入居手続」という。) をしなければならない。
 - (1) 入居決定者と<u>緊急時等に連絡を取ることができる者であって</u>、市長が適当と認める<u>もの(以下「緊急時等連絡先」という。)</u>の連署する請書を提出すること。ただし、市長が特別の事情がある

改正前

(入居者の選考)

第11条 (略)

2 · 3 (略)

4 住宅困窮度の判定<u>に当たっては、</u> 市長が別に定める入居者選考委員会 <u>の</u>意見を聴くものとする。

5 (略)

(入居手続等)

- 第13条 入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続(以下「入居手続」という。) をしなければならない。
 - (1) 入居決定者と<u>同程度以上の収入を有する者で</u>、市長が適当と認める<u>連帯保証人</u>の連署する請書を提出すること。ただし、市長が特別の事情があると認めた場合は、連帯保証人の連署を必要とし

と認めた場合は、緊急時等連絡先 の連署を必要としないことができ る。

(2) (略)

- 2 (略)
- 3 市長は、入居決定者が前2項に規 定する期間内に入居手続をしないと きは、入居の決定を取り消すことが できる。
- 4 5 (略)

(入居者の地位の承継)

第15条 (略)

- 2 (略)
- 3 第1項の承認を受けた者は、緊急 時等連絡先が連署した請書を市長に 提出しなければならない。ただし、 市長が特別な事情があると認めた場 合は、緊急時等連絡先の連署を必要 としないことができる。

(敷金)

- 第21条 市長は、入居者から入居時 における3か月分の家賃に相当する 金額の範囲内において敷金を徴収す るものとする。この場合において、 市長は、特別の事情があると認める ときは、当該敷金の減免又は徴収の 猶予をすることができる。
- 2 入居者が賃貸借に基づいて生じた 金銭の給付を目的とする債務を履行 しないときは、市は、敷金をその債 務の弁済に充てることができる。こ の場合において、入居者は、市に対 し、敷金をもって賃貸借に基づいて 生じた金銭の給付を目的とする債務 の弁済に充てることを請求すること ができない。
- が住宅を明け渡した後、これを還付 が住宅を明け渡した後、これを還付

ないことができる。

(2) (略)

- 2 (略)
- 3 市長は、入居決定者が第1項又は 第2項に規定する期間内に入居手続 をしないときは、入居の決定を取り 消すことができる。
- 4 5 (略)

(入居者の地位の承継)

第15条 (略)

- 2 (略)
- 3 第1項の承認を受けた者は、当該 承認を受けた者と同程度以上の収入 を有する者で市長が適当と認める連 帯保証人が連署した請書を市長に提 出しなければならない。ただし、市 長が特別な事情があると認めた場合 は、連帯保証人の連署を必要としな いことができる。

(敷金)

- 第21条 市長は、入居者から入居時 における3か月分の家賃に相当する 金額の範囲内において敷金を徴収す ることができる。
- 2 市長は、第18条の規定による家 賃の減免又は徴収の猶予を行った者 に対し、敷金の減免又は徴収の猶予 が必要であると認めるときは、当該 敷金の減免又は徴収の猶予をするこ とができる。
- 3 第1項に規定する敷金は、入居者 │ 3 第1項に規定する敷金は、入居者

する。ただし、<u>賃貸借に基づいて生</u> <u>じた金銭の給付を目的とする債務の</u> <u>不履行</u>又は損害賠償金があるとき は、<u>当該</u>敷金のうちからこれを控除 する。

4 (略)

(修繕費用の負担)

第23条 市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用(市長がその修繕に 要する費用を入居者が負担するもの として定めるものを除く。)は、市 の負担とする。

2 · 3 (略)

(入居者の費用負担義務)

第24条 次に掲げる費用は、入居者 の負担とする。

 $(1) \sim (3)$ (略)

(4) <u>前条第1項において市が負担することとされているもの以外の市営住宅及び共同施設</u>の修繕に要する費用

(収入状況の報告の請求等)

第39条 市長は、第16条第1項若 しくは第4項、第33条第1項若し くは第2項若しくは第36条第1項 若しくは第2項の規定による家賃の 決定、第18条(第33条第3項又 は第36条第4項において準用する 場合を含む。) の規定による家賃若 しくは金銭の減免若しくは徴収の猶 予、第21条第1項後段の規定によ る敷金の減免若しくは徴収の猶予、 第35条第1項の規定による明渡し の請求、第37条の規定による住宅 のあっせん等又は第41条の規定に よる市営住宅への入居の措置に関し 必要があると認めるときは、入居者 の収入の状況について、当該入居者 若しくはその雇主、その取引先その する。ただし、<u>未納の家賃</u>又は損害 賠償金があるときは、敷金のうちか らこれを控除する。

4 (略)

(修繕費用の負担)

第23条 市営住宅及び共同施設の修 繕に要する費用(<u>次条第4号に規定</u> する費用を除く。)は、市の負担と する。

2 · 3 (略)

(入居者の費用負担義務)

第24条 次に掲げる費用は、入居者 の負担とする。

 $(1) \sim (3)$ (略)

(4) <u>畳の表替え、破損ガラスの</u> 取替え等の軽微な修繕及び給水 栓、点滅器その他附帯施設の構造 上重要でない部分の修繕に要する 費用

(収入状況の報告の請求等)

第39条 市長は、第16条第1項若 しくは第4項、第33条第1項若し くは第2項若しくは第36条第1項 若しくは第2項の規定による家賃の 決定、第18条(第33条第3項又 は第36条第4項において準用する 場合を含む。) の規定による家賃若 しくは金銭の減免若しくは徴収の猶 予、第21条第2項の規定による敷 金の減免若しくは徴収の猶予、第35 条第1項の規定による明渡しの請 求、第37条の規定による住宅のあ っせん等又は第41条の規定による 市営住宅への入居の措置に関し必要 があると認めるときは、入居者の収 入の状況について、当該入居者若し くはその雇主、その取引先その他の 他の関係人に報告を求め、又は官公 署に必要な書類を閲覧させ、若しく はその内容を記載させることを求め ることができる。

2 · 3 (略)

(住宅の明渡し請求)

第44条 (略)

2 (略)

 $4 \sim 6$ (略)

(準用)

第56条 第52条の規定による市営 住宅の使用については、第53条か ら前条までに定めるもののほか、第 6条から第15条まで、第18条か ら第30条まで及び第39条から第 44条までの規定を準用する。この 場合において、第10条第1項中 「前2条」とあるのは「第54条」 と、第19条第1項中「第35条第 1項又は第40条第1項」とあるの は「第40条第1項」と、第39条 第1項中「第16条第1項若しくは 第4項、第33条第1項若しくは第 2項若しくは第36条第1項若しく は第2項の規定による家賃の決定、 第18条(第33条第3項又は第36 関係人に報告を求め、又は官公署に 必要な書類を閲覧させ、若しくはそ の内容を記載させることを求めるこ とができる。

2 · 3 (略)

(住宅の明渡し請求)

第44条 (略)

2 (略)

3 市長は当時に生を日日傍当が第1項を請け求同支 5 付かま同すででのの金銭をでいるのの金銭をでいるのの金銭をでいるのの金銭をでいるの金銭をでいるの金銭をでいるの金銭をでいるの金銭をでいるの金銭をできるの金銭をできるの金銭をできるの金銭をできるの金銭をできるの金銭をできるの金銭をできるの金銭をできるの金銭をできるの金銭をできるの金銭をできるの金銭をできるの金銭をできるの金銭をできるの金銭をできるの金銭をできるの金銭をできるの金銭をできるの金銭をできるの金銭をできるの金銭をできるの金銭をできる。

 $4 \sim 6$ (略)

(準用)

第56条 第52条の規定による市営 住宅の使用については、第53条か ら前条までに定めるもののほか、第 6条から第15条まで、第18条か ら第30条まで及び第39条から第 44条までの規定を準用する。この 場合において、第10条第1項中 「前2条」とあるのは「第54条」 と、第19条第1項中「第35条第 1項又は第40条第1項」とあるの は「第40条第1項」と、第39条 第1項中「第16条第1項若しくは 第4項、第33条第1項若しくは第 2項若しくは第36条第1項若しく は第2項の規定による家賃の決定、 第18条(第33条第3項又は第36 条第4項において準用する場合を含 もの規定による家賃若しく第21 条第1項後段の規定による敷金を 免若しくは徴収の猶予、金の規定による敷金を 免若しくは徴収の猶予、金の表 もの規定による財産による明確によるの規定によるの規定によるの規定によるの表 まで表の規定によるの規定によるの対 を第1項条の規定によるの対 を第1項条の規定によるの対 を第1項条の規定によるの対 を第1項条の規定によるの対 を第1項条の対 を第1項条の対 を第1項条の対 を第1項条の対 を第1項を を第1如を

(保証金)

第64条 市長は、使用決定者から3 か月分の使用料に相当する金額の範 囲内において保証金を<u>徴収するもの</u> とする。この場合において、市長 は、特別な事情があると認めるとき は、当該保証金の減免又は徴収の猶 予をすることができる。

2 第21条第2項から第4項まで及び第22条の規定は、前項の保証金について準用する。この場合において、これらの規定中「敷金」とあるのは「保証金」と、第21条第2項中「入居者」とあるのは「使用者」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、「住宅」とあるのは「駐車場」と、第22条第2項中「入居者」とあるのは「駐車場」と、第22条第2項中「入居者」とあるのは「「使用者」と読み替えるものとする。

条第4項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは徴収の猶予、第21条第2項の規定による敷金の規定による敷金の規定による敷金の規定による敷金の規定による動金の規定によるの規定による。第41条の規定によるのは「第55条の規定による。とする。

(保証金)

- 第64条 市長は、使用決定者から3 か月分の使用料に相当する金額の範 囲内において保証金を<u>徴収すること</u> ができる。
- 2 市長は、前項の規定にかかわら ず、特別の事情がある場合におい て、必要があると認めるときは、保 証金の減免又は徴収の猶予をするこ とができる。
- 3 第21条第3項及び第4項並びに 第22条の規定は、第1項の保証金 について準用する。この場合におい て、これらの規定中「敷金」とある のは「保証金」と、第21条第3項 中「入居者」とあるのは「使用者」 と、「住宅」とあるのは「駐車場」 と、「家賃」とあるのは「使用料」 と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
 - (経過措置)
- 2 この条例による改正後の第13条及び第15条の規定は、この条例の施行の日以後に入居の承認を受ける者又は入居権利者の地位の 承継を受ける者について適用し、同日前に入居の承認を受けた者又 は入居権利者の地位の承継を受けた者については、なお従前の例に よる。

令和2年2月25日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明